

2023年度

酪農畜産政策・畜産物価格等に関する

要 請 書

2022（令和4）年11月

北海道農民連盟

酪農・畜産基本政策の確立に関する提言

北海道酪農・畜産は、気象・地理的な条件不利を克服しながら、専業経営を主体に豊富な飼料基盤を維持しつつ発展し、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

近年の北海道酪農は、高齢化の進展や後継者不足等で飼養戸数の減少が続く中、酪農家・乳業界など一体となった取組みによって、生乳生産量は増産傾向で推移していました。しかし、コロナ禍の影響で牛乳乳製品の消費が減退し、乳製品の在庫量は大幅に積み上がり、特に脱脂粉乳の在庫量は過去最高水準に至るなど需給環境は悪化しています。このため、道内の生産者は、全国に先駆けて昨年からの自らの拠出金等で乳製品の在庫削減に向けて取り組んでいます。在庫解消には至っていません。また、11月からの飲用向け乳価の値上げによる牛乳の更なる消費減退が見込まれており、一層の乳製品在庫の積み上げが懸念されています。

そのような中、ウクライナ情勢の長期化、急激な円安の進行などによって、酪農畜産物生産に必要な不可欠な飼料や燃油などの生産資材価格が急騰し、今後も高止まりが見込まれています。さらに、生乳の生産抑制のほか、初生牛等の個体販売価格の暴落など酪農・畜産経営を取り巻く環境は日々厳しさを増しており、国内の酪農・畜産は存続の危機に瀕していると言っても過言ではありません。

一方、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効によって大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることが定められています。ここ数年はコロナ禍による影響で、畜産物の輸入量は減少傾向にありますが、今後はコロナ収束後の経済活動の活性化で外食などの需要が回復すると輸入量が再び増加に転じることが見込まれ、国内の生産量や価格に影響を及ぼすことが危惧されます。

については、国民の基礎的食料である牛乳乳製品及び畜産物の安定供給、地域社会・経済を支える酪農・畜産の維持を図るため、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づき今後も営農が継続できるよう、現場の声を踏まえた酪農・畜産政策の推進と経営安定につながる畜産物価格等の決定に向けてご尽力されますよう、下記の通りご要請致します。

2022（令和4）年11月

北海道農民連盟
委員長 大久保明義

I. 酪農・畜産の維持に資する基本政策の確立

1. 生産基盤の維持に向けた万全な支援措置

1) 酪肉近などで生産努力目標等を掲げる中、コロナ禍による農畜産物の需要減退が続き、ロシアのウクライナ侵攻などによる飼料や燃油等の生産資材の価格高騰で酪農・畜産経営は継続の危機に瀕していることから、今後も目標達成に向けて営農が行えるよう、生産基盤の維持に向けた万全な支援措置を講じること。

2) 国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策については、加工向けが大宗を占める北海道の生産者にとって11月以降の飲用乳価の引き上げだけでは不十分であることから、飼料価格高騰の緊急対策ではなく経営安定対策として、補填金単価の増額等の拡充を図った上で、11月以降も補填金が支払われるようにすること。

3) 今後も生産資材の価格高騰の高止まりが見込まれていることから、国や生産者等の拠出金による基金の造成によって、価格高騰に対応するセーフティネット対策を構築し、恒久的な制度として措置すること。

また、生産抑制など厳しい環境に晒されている酪農家の経営安定を図るため、牛・豚マルキン制度などのように販売価格が生産費を下回った場合に交付金が支払われるような制度を新たに構築すること。

4) 生乳の需給状況を踏まえ、全国で協調した脱脂粉乳の在庫低減支援対策を継続するなど需要・消費拡大対策を一層強化するとともに、国の責任のもとで新たな需要の創出に取り組むこと。

5) 現行制度では北海道でホクレンに出荷する生産者が生乳の抑制に取り組んでいても、二股出荷によって増産が可能となっており、結果的に需給改善には至っていないことから、出荷先によって不公平感が生じないよう厳正かつ公平性を確保した制度運用を行うこと。

6) 配合飼料価格の高騰が今後も見込まれることから、国による基金の積み増しなどによって引き続き配合飼料価格安定制度が着実に機能するよう、対策を講じること。

また、価格が高止まりした場合において補てん金が交付されるよう、基準算定を中長期間とするなど制度の見直しを図り、酪農・畜産の経営安定に資すること。

7) 酪農・畜産はかつてないほど厳しい経営環境に晒されており、生乳の生産抑制や生産資材の高騰の影響等で償還が苦しい経営体も多くあることから、農林漁業セーフティネット資金等の償還年限と利子助成期間の延長措置を講じるとともに、長期・低利な資金への借り換え、畜産特別資金の事業継続のほか、既往資金に対する条件緩和を行うこと。

2. TPP11における再協議の早期実施

TPP11協定については、依然として離脱した米国分が含まれていることから、再協議を早期に実施し米国分を除外すること。

特に、牛肉セーフガード（SG）の発動数量については、輸入実績に即してSGが有効に機能するよう発動水準を見直すこと。

3. 日米貿易協定の追加交渉反対と牛肉SGの適切な対応など

1) 日米貿易協定における第2段階の交渉（追加交渉）については、更なる酪農・畜産物の関税撤廃・削減が断じて行われないう、引き続き毅然とした姿勢で臨むこと。

2) 米国産牛肉のSGの新たなルールについては、米国産牛肉の輸入量の更なる増加が可能となるほか、以前よりもSGが発動しにくくなったことから、今後の輸入動向を注視し国内畜産の振興に影響を与えないようにすること。

3) 米国への牛肉輸出については、2022年は他国産牛肉の輸出急増で日本分を含む複数国の低関税枠の数量を超過したことにより、日本産牛肉の関税も大幅に引き上げられたことから、国が掲げる輸出額の目標達成に向けて、新たに日本枠を設定するなど今後も安定的に低関税で輸出できるよう、米国側に強く働きかけること。

4. 家畜防疫対策の拡充強化

1) 海外で継続して発生が確認されている口蹄疫やアフリカ豚熱等の侵入リスクに対し、徹底した水際対策並びに体制の充実強化が引き続き図られるよう、十分な予算を確保すること。

2) ヨーネ病やサルモネラ症などの慢性疾病の発生防止に向けて、家畜生産衛生農場対策事業の十分な予算を確保するとともに、生産者が取組む家畜衛生対策への支援を行うこと。

また、慢性疾病が発生した際には経済的損失も大きいことから、飼養衛生管理基準を遵守徹底する生産者に対して、経営負担軽減などの支援策を講じること。

Ⅱ. 酪農・畜産の経営安定に向けた2023年度畜産物価格等の決定

1. 生産意欲を高める加工原料乳生産者補給金単価等の設定

- 1) 2023年度加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、生産コストの高騰を反映し、持続的再生産が可能となる単価設定とするとともに、万全な予算を確保すること。
- 2) また、総交付対象数量については、需給緩和の状況を踏まえ、補給金の交付対象外生乳が発生しないよう、適正に設定すること。

2. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の拡充強化

加工原料乳生産者経営安定対策事業については、経営安定対策としての機能が発揮されるよう十分な予算を確保すること。

また、厳しい経営環境に晒されている酪農家の今後の営農に向けて、補てん割合の引上げや補てん基準価格の下限設定、補てん金の早期支払いなどを緊急的に行うこと。

3. 肉用牛経営の安定対策

- 1) 肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策（豚マルキン）については、コロナ禍や国際貿易協定発効などの影響を十分考慮し、状況に応じて生産者負担分の納付を猶予するなど機動的な対応を図り、経営セーフティネットとしての機能を果たすこと。
- 2) 肉用子牛生産者補給金については、コロナ禍やTPP11、日米貿易協定などの国際貿易協定の発効後の影響を十分に検証し、適正な単価設定を行うこと。

Ⅲ. 多様な経営体を支える各種関連施策の推進

1. 国産チーズ生産奨励事業の継続と十分な予算確保

乳製品在庫が積み上がっている中、チーズ需要は伸びているものの、原料の国産率は極めて低く輸入品がほとんどを占めていることを踏まえ、国産チーズの需要拡大に向けて国産チーズ生産奨励事業などの事業の予算を十分確保すること。

2. 環境負荷軽減型持続的生産支援の充実強化

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）については、時限的な取組みメニューを継続するとともに、国が推進する環境負荷軽減に向けて多くの生産者が事業を活用出来るよう取組みメニューを一層充実させ、十分な予算を確保すること。

3. 自給飼料の増産対策の強化

1) 輸入飼料の依存から脱却し飼料自給率の向上を図るためには、安定的な自給飼料の生産・確保が必要不可欠であることから、国産飼料の安定生産と継続的な使用、国産飼料の流通体制の確立に関する支援策を一層強化すること。

特に、輸入に依存している飼料用とうもろこしの生産が拡大されるよう、必要な取組みへの支援策を講じること。

2) 一方、自給飼料の作付面積の増加により、北海道ではシカやクマなどによる農業被害が増加していることから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」など鳥獣被害に係る対策を拡充強化し、今後の自給飼料生産に影響を及ぼさないようにすること。

4. 酪農ヘルパー事業の拡充

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、利用組合が行う人材の確保・育成に向けた雇用環境の整備などの支援を中長期的に行えるよう、十分な予算を確保すること。

また、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、ヘルパーの技術と待遇の向上に向けた取組みを支援すること。

5. 畜産クラスター事業の基金化

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、コロナ禍の収束後も計画的な生産基盤の維持・強化に取り組めるよう、十分な予算を確保するとともに、事業の基金化を図ること。

6. 畜産環境対策の十分な予算確保と支援の充実

地域特性や多様な経営規模に応じた家畜排せつ物処理を推進するため、畜産環境対策における各種関連事業の予算を十分に確保すること。

また、家畜排せつ物の有効利用にあたっては、耕畜連携による取組みが欠かせないことから、耕種農家と畜産農家のマッチングが図られるよう支援すること。

7. 楽酪GO事業と畜産ICT事業の拡充

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）及び畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業）については、生産現場からの要望と地域事情を踏まえ対象機械などの事業内容の拡充を図り、十分な予算措置を図ること。